

## 1 障害のある子供の就学手続の基本的な考え方

### (1) 新しい制度と一貫した支援の重要性

#### ○インクルーシブ教育システムの構築

学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要とされています。

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合にはそれぞれの子供が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も本質的な視点です。

そのための環境整備として、個別の教育的ニーズのある子供に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。このため、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要です。

#### ○家庭や地域、関係機関と連携した「面」としての教育支援

障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現させていくためには、早期からの教育相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」と捉え直し、個別の教育支援計画の作成・活用の推進等を通じて、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図ることが重要です。

個別の教育支援計画の作成・活用により、①障害のある子供の教育的ニーズの適切な把握、②支援内容の明確化、③関係者間の共通認識の醸成、④家庭や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携強化、⑤定期的な見直し等による継続的な支援、などの効果が期待でき、その取組を推進していくことは、特別支援教育の理念の実現につながるものです。

そのため、これまでの就学指導中心の「点」としての教育支援から、早期からの支援や就学相談から継続的な就学相談・指導を含めた「線」としての継続的な教育支援へ、そして、家庭や地域、関係機関と連携した「面」として、障害のある子供の教育支援体制を構築することが必要です。

#### 【ポイント】

- それぞれの子供が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も本質的な視点
- 小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要
- 早期からの教育相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」と捉え、一人一人のニーズに応じた教育支援の充実を図ることが重要

## (2) 本人・保護者との合意形成と教育的ニーズの検討

### ○就学に関するガイダンス

円滑な就学先決定のプロセスをたどるためには、本格的な就学期の相談が開始される以前の適切な時期に、就学先決定についての手続の流れや、就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者に対してあらかじめ就学に関するガイダンス（就学相談の概要と流れ、今後の予定等の説明）を行うことが必要です。

この就学に関するガイダンスにおいては、保護者が、①子供の健康、学習、発達、成長という観点を最優先する立場で就学先決定の話合いに臨むことができること、②子供の可能性を最大限伸長するための就学先決定であること、③保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、④保護者が安心して就学相談に臨むことができるようにすることが大切です。

また、域内の学校（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）や支援のための資源の状況、入学までのスケジュール等を分かりやすく伝え、保護者の就学相談に対する主体性を引き出すことが大切です。

### ○相談支援ファイルの活用

早期からの一貫した支援のためには、障害のある子供の成長記録や相談内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し、活用していくことが重要です。

このような観点から、市町村教育委員会は、原則として翌年度の就学予定者を対象に、それまでの支援の内容、その時点での教育的ニーズと必要な支援の内容等について、保護者や認定こども園、幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して「個別の教育支援計画」等として整理し、就学後は、学校が作成する個別の教育支援計画の基となるものとして就学先の学校に引き継ぐことが必要です。

その際、県教育委員会が作成した「相談支援ファイル」を用い、障害のある子供

に関する情報を一元化し、適宜就学に関する情報を累加するなど、計画作成の作業負担の効率化を図ることも有効です。

#### ○本人・保護者と市町村教育委員会、学校との合意形成

市町村教育委員会は、子供の発達や障害の状態、これまでの教育・保育及び支援の状況、保護者面談等を踏まえて、当該児童生徒の教育的ニーズと必要な支援の内容を整理し、合理的配慮の内容も含めて本人・保護者や学校等との合意形成を進める必要があります。

この場合においては、教育的ニーズと必要な支援の提供について、地域の教育資源等をどのように活用できるのかとともに、現在の教育資源では提供が困難な内容を明確にすることも重要です。加えて、就学先の違いにより必要となる環境や支援の内容、期待される教育効果、将来の支援の見通しなどについても検討し、整理することが必要です。

また、就学後においても支援の内容や就学先について必要に応じて見直すことや、見直しの時期及び見直しのための手続についても理解を共有しておくことが大切です。

なお、特別支援学校に就学する場合には、居住地にある小・中学校との交流及び共同学習の実施についても、合意を得ておくことが大切です。

具体的な合意形成の方法としては、三者が協議の場をもち、十分な話し合いの上で合意していくことが望まれます。

#### ○保護者からの意見聴取

保護者からの意見聴取に当たっては、就学先及び就学後の支援の内容等について説明をした後、保護者が考える時間を十分に確保しておくことが必要です。その際、支援を必要とする理由や、就学先で得られる教育効果等についても、分かりやすく丁寧に説明することが重要です。

なお、障害のある子供本人の意見については、学齢児童生徒の段階においては、一般的には保護者を通じて表出されるものと考えられますが、中学校又は特別支援学校中学部への進学時などにおいては、障害や発達の状況等を踏まえつつ、別途本人の意見聴取を行うことが望ましい場合もあると考えられます。

#### ○専門家からの意見聴取

就学先の検討に当たっては、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、教育支援委員会等（従来の就学指導委員会を含む。以下同じ。）にそれぞれの専門家が参加して総合的な判断のための検討を行うことなどが考えられます。

なお、専門家からの意見聴取は、市町村教育委員会が就学先の決定を行うに際して、その判断に資するよう実施されるものであり、就学先を決定するのは、教育支援委員会等ではなく、あくまでも市町村教育委員会であることに留意する必要があります。

**【ポイント】**

- ・就学先決定についての手続の流れや、就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者に対してあらかじめ就学に関するガイダンス（就学相談の概要と流れ、今後の予定等の説明）を行うことが必要
- ・成長記録や支援内容等に関する情報の共有と活用には相談支援ファイルが有効
- ・子供の発達や障害の状態、これまでの教育・保育及び支援の状況、保護者面談等を踏まえて、当該児童生徒の教育的ニーズと必要な支援の内容を整理し、本人・保護者や学校等と合意形成を進めることが大切
- ・就学先の違いにより必要となる環境や支援の内容、期待される教育効果、将来の支援の見通しなどについても検討し、整理することが必要

### （３）障害の種類・程度と就学先の決定の在り方

#### ○特別支援学校における教育の対象者

特別支援学校における教育の対象は、学校教育法第75条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の5つの障害種であり、その障害の程度については、学校教育法施行令第22条の3に規定されています。

学校教育法施行令第22条の3は、特別支援学校に入学可能な障害の程度を示すものであり、従来の就学先決定の仕組みにおいては、これに該当する者が原則として特別支援学校に就学するといういわゆる「就学基準」として、あわせて位置付けられていました。

しかし、平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、障害の状態（第22条の3への該当の有無）に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障害のある児童生徒の就学先を個別に判断・決定する仕組みへと改められました。

このことにより、学校教育法施行令第22条の3については、これに該当する者が原則として特別支援学校に就学するという「就学基準」としての機能は持たないこととなる一方、特別支援学校に入学可能な障害の程度を示すものとしての機能は、引き続き有していることに留意する必要があります。

○特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象となる障害の種類及び程度等

種類	程度等		
	学校教育法施行令第22条の3	平成25年10月4日付け25文科初第756号	
	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの		
弱視者		拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの		
難聴者		補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者及び身体虚弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症・情緒障害者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	
自閉症者			自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者			主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害者			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

## ○特別支援学級における教育及び通級による指導の対象者

小・中学校において特別支援学級を置く場合及び通級による指導を行う場合には、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省初等中等教育局長発 平成25年10月4日付け25文科初第756号）に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級で教育を受けること、あるいは通級による指導が適当であると認める者を対象として、適切な教育を行う必要があります。

### 【ポイント】

- 新制度は、障害の状態（第22条の3への該当の有無）に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障害のある児童生徒の就学先を個別に判断・決定する仕組み
- 特別支援学校における教育の対象は、学校教育法第75条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の5つの障害種であり、その具体の障害の程度については、学校教育法施行令第22条の3において規定
- 学校教育法施行令第22条の3は、特別支援学校に入学可能な障害の程度を示すもの

## （４）就学先の決定・通知

### ○市町村教育委員会による最終決定

それぞれの子供の就学先については、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定します。

その際、保護者の思いと子供本人の教育的ニーズは、異なることもあり得ることに留意しつつ、保護者の思いをしっかりと受け止めるとともに、本人に必要なものは何かを考えていくことが必要です。

そのためには、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞き、共通認識を醸成していくことが重要になります。

なお、就学先の決定に当たっては、その子供が就学先となる学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、このことの確認や実際の受け入れ体制を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはなりません。

また、市町村教育委員会が特別支援学校へ就学することを適当と判断した児童生徒については、以降の手續が円滑かつ速やかになされるよう、県教育委員会との密接な連携に留意する必要があります。

#### ○小・中学校へ就学する場合の通知

小・中学校への就学が適当と判断された児童生徒については、前年度の1月末までに、市町村教育委員会から保護者に対し、就学通知を发出します。（学校教育法施行令第5条第1項及び第2項）

また、市町村教育委員会はこれと同時に、当該児童生徒が就学する小・中学校の校長に対しても当該児童生徒の氏名及び入学期日を通知します。（学校教育法施行令第7条）

#### ○特別支援学校へ就学する場合の通知

特別支援学校への就学が適当と判断された児童生徒については、前年度の12月末までに、市町村教育委員会が県教育委員会に対し、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知します。（学校教育法施行令第11条第1項）

県教育委員会は、当該通知を受けた児童生徒について、その保護者に対し、小・中学校と同様、前年度の1月末までに、特別支援学校への就学通知を发出します。（学校教育法施行令第14条第1項）

この通知と同時に、県教育委員会は、当該児童生徒が就学する特別支援学校の校長に対しても、当該児童生徒の氏名及び入学期日を通知するとともに、市町村教育委員会に対しても、当該児童生徒の氏名、入学期日及び指定した特別支援学校を通知します。（学校教育法施行令第15条第1項及び第2項）

#### 【ポイント】

- 就学先の決定においては、以下を原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定
  - ①市町村教育委員会による、本人・保護者に対する十分な情報提供
  - ②市町村教育委員会による、本人・保護者の意見の最大限の尊重
  - ③本人・保護者と市町村教育委員会、学校等による教育的ニーズと必要な支援についての合意形成
- 小・中学校へ就学する場合は、市町村教育委員会が保護者及び当該校長へ通知
- 特別支援学校へ就学する場合は、市町村教育委員会が県教育委員会に通知し、県教育委員会  
が保護者及び当該校長へ通知

## (5) 就学後のフォローアップと柔軟な対応

### ○就学後のフォローアップ

就学時に、小学校6年間、中学校3年間の学びの場がすべて決まってしまうのではなく、子供の発達程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら柔軟に転学等ができることを、関係者は共通理解することが重要です。そのため、学校や市町村教育委員会では、定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを行い、必要に応じて個別の教育支援計画を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが必要となります。

また、就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学等ができることなどを本人・保護者に予め説明しておくことは、障害の状態等の変化へ十分な対応ができないことによって子供が学校で困ることのないようにする観点からも重要です。

さらに、市町村教育委員会は、特別支援学校に就学した子供についても、当該校や県教育委員会と密接に連携を図りつつ、障害のない子供と同じ場で共に学ぶことを追求するという姿勢で対応することが重要です。

### ○就学後の教育相談と「学びの場」の柔軟な見直し

小学校や特別支援学校への就学後には、障害の状態の変化や適切な指導や支援を行う場の検討の結果、就学先を変更することが適切と考えられる子供も想定されません。

このような子供の教育的ニーズ等の変化に継続的かつ適切に対応するため、市町村教育委員会は、特別支援学校や小・中学校において個別の教育支援計画の作成・活用を推進し、その内容の充実を図るとともに、同計画を定期的に見直すことを通じて、継続的な教育相談を行う必要があります。

なお、継続的に教育相談を行うことが、保護者によっては精神的あるいは生活上の負担と受け止められる場合も予想されます。これらの相談は、保護者を説得するためのものではなく、子供の成長を確認し、喜び合うものであるという認識が共有されることが大切です。

このように就学後も継続的に教育相談・指導を行うことにより、就学先の変更を含め、子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の方法等を定期的に見直すことが必要です。

### ○「教育支援委員会等」の機能

今後の教育支援委員会等においては、これまで就学指導委員会が行ってきた機能に対し、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した



支援についても助言を行うという観点から、以下のような機能を担っていくことが大切です。

- (ア) 障害のある子供の状態を早期から把握する観点から、教育相談機関との連携により、障害のある子供の情報を継続的に把握すること。
- (イ) 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供を行うこと。
- (ウ) 教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- (エ) 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- (オ) 就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において市町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。
- (カ) 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。
- (キ) 就学後についても、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言を行うこと。
- (ク) 「合理的配慮」について、提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

**【ポイント】**

- 就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、子供の発達程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら柔軟に転学等ができることを、関係者の共通理解とすることが重要
- 設置者が異なる特別支援学校に就学した子供については、双方の教育委員会が密接に連携を図りつつ、障害のない子供と同じ場で共に学ぶことを追求するという姿勢で対応することが重要
- 就学後も継続的に教育相談・指導を行うことにより、子供の一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の方法等を定期的に見直すことが必要
- 「教育支援委員会等」は、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援に関する機能が大切